

岡山市水道局優良工事施工業者表彰基準

平成13年7月1日

市水道局訓令第18号

(趣旨)

第1条 この基準は、岡山市水道局(以下「局」という。)発注の建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)を施工する請負業者(以下「施工業者」という。)の施工意欲と建設技術の向上発展に資するため水道事業管理者(以下「管理者」という。)が行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 この基準による表彰は、局発注の建設工事を工事請負契約に従って誠実に履行し、かつ、岡山市水道局工事成績評定要領(平成14年市水道局訓令第14号)第6条に規定する工事成績評定表の評定結果(以下「工事成績評定点」という。)が特に優秀な建設工事を継続施工し、他の模範となる施工業者(以下「優良工事施工業者」という。)に対して行うものとする。

(表彰対象候補者の報告)

第3条 管財課長は、施工業者が岡山市水道局工事成績評定活用基準(平成13年市水道局訓令第17号)第6条第1項に該当するときは、岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会(以下「委員会」という。)に対し、表彰対象候補者として報告するものとする。

(委員会の審査及び表彰の決定)

第4条 管財課長から前条の規定に基づく報告を受けた委員会は、審査の結果、当該表彰対象候補者が次の各号に定める基準に該当すると認めるときは、優良工事施工業者として表彰するものとする。

- (1) 工事の内容が、契約の条件に従い確実に履行されていること。
- (2) 工事の規模又は困難性によく対処していること。
- (3) 工事現場の労務管理が円滑になされ、かつ、作業の安全性が確保されていること。

(4) 工事のコスト縮減や工期短縮に対する配慮がなされていること。

(5) その他局との連絡調整が適切になされていること。

2 前項の規定にかかわらず、優良工事施工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰しないことができる。

(1) 当該審査の日の前年度から当該審査の日までの間に、岡山市水道局指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（指名停止基準第9条第1項第12号及び第13号を除く。）を受けているとき。

(2) 当該審査の日の前年度から当該審査の日までの間に、建設業法第5章の規定に基づく監督処分を受けているとき。

(3) 当該審査の日の前年度から当該審査の日までの間に、局の請負契約の相手方として不適当であると認められる行為があったとき。

(4) その他委員会が表彰にふさわしくないと認めたとき。

3 表彰決定から表彰の日までの間に、被表彰者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、決定を取り消すことができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、管理者が行うものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年5月又は6月に行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この基準は、平成13年7月1日から施行する。

2 この基準は、この基準の施行の日以後の完成工事に係る表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この基準は，平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は，平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年市水道局訓令第 24 号）

この訓令は，平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年市水道局訓令第 14 号）

この訓令は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年市水道局訓令第 13 号）

この訓令は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年市水道局訓令第 15 号）

- 1 この訓令は，平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道局優良工事施工業者表彰基準の規定は施行日以後に完工する工事から適用する。ただし，施行日前に契約を締結した工事（継続費を設定しているものは除く。）については，なお従前の例による。